

第1日

平成28年6月16日（木）

午前10時零分開会

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。これより平成28年第2回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から7月1日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から7月1日までの16日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

11番大庭きみ子議員

12番富田栄一議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から、報告11件、議案15件の送付を受けたほか、議会運営委員会から発議案1件が提出されました。

これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成28年第2回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会では、報告について11件、専決処分について4件、補正予算について1件、条例の一部改正について4件、計画の策定について1件、工事請負契約の締結について3件、市道路線の廃止及び認定について各1件、合計26件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第3号から第13号までについて説明申し上げます。

報告第3号専決処分の報告につきましては、交通事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

報告第4号平成27年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費の報告につきましては、中心市

街地整備事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、鳥獣被害防止対策補助事業、社会保障・税番号制対応システム改修事業等について繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告申し上げるものであります。

報告第5号平成27年度朝倉市国民健康保険特別会計予算の繰越明許費の報告、報告第6号平成27年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算の繰越明許費の報告及び報告第7号平成27年度朝倉市介護保険特別会計予算の繰越明許費の報告につきましては、社会保障・税番号制対応システム改修事業について繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告申し上げるものであります。

報告第8号平成27年度公益財団法人あまぎ水の文化村の決算及び報告第9号平成28年度公益財団法人あまぎ水の文化村の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人あまぎ水の文化村の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第10号平成27年度株式会社ガマダスの決算及び報告第11号平成28年度株式会社ガマダスの事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ガマダスの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第12号平成27年度株式会社三連水車の里あさくらの決算及び報告第13号平成28年度株式会社三連水車の里あさくらの事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社三連水車の里あさくらの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第54号議案平成27年度朝倉市一般会計補正予算第5号に係る専決処分につきましては、地方創生加速化交付金事業を推進するに当たり、予算の補正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

第55号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市税条例等の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

第56号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

第57号議案平成28年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分

につきましては、平成27年度の国民健康保険特別会計の額の確定見込みに伴い、事業勘定において平成27年度の歳入が不足し、この不足額を補填するため、平成28年度予算において繰り上げ充用する予算の補正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、第58号議案平成28年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）につきましては、上秋月・秋月・安川地区が、地域の活性化を検討するための過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業に要する経費について補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、予算総額を315億7,100万円といたしました。

次に、第59号議案朝倉市議会議員及び朝倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、公費負担される選挙運動用自動車使用及び選挙運動用ポスター作成に関する経費について、その限度額を改定したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第60号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めた省令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第61号議案朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県乳幼児医療費支給制度が福岡県子ども医療費支給制度に改正されること等に伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第62号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県重度障害者医療費支給制度が改正されることに伴い、重度障害者医療費に係る3歳から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者の入院時の自己負担額を変更するとともに、規定の整理を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第63号議案朝倉市公共施設等総合管理計画の策定につきましては、平成28年度から平成37年度までを計画期間とする朝倉市公共施設等総合管理計画を策定するに当たり、朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第64号議案から第66号議案までの工事請負契約の締結につきましては、杷木統合新設小学校の建築主体工事を施行するため、指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第67号議案市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第68号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御承認、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(浅尾静二君) 補足説明があれば承ります。

なお、ただいま提案されました議案の質疑は、23日の本会議において行います。

次に、発議案について、議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

(議会運営委員長 中島秀樹君登壇)

○議会運営委員長(中島秀樹君) ただいま議題となりました発議案第4号につきまして、議会運営委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

発議案第4号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成28年4月1日から組織機構が見直されたことに伴い、常任委員会の所管を変更したいので、この条例を制定しようとするものです。

以上、提案理由を御説明いたしました。皆様方におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長(浅尾静二君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。発議案第4号につきましては、緊急を要しますので、これより質疑を行い、会議規則第35条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

発議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時15分休憩

午前10時15分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより発議案の質疑に入ります。質疑は、申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、発議案第4号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、以上をもって発議案の質疑を終了いたします。

次に、発議案第4号の審議を行います。

それでは、発議案第4号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、21日午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時17分散会